

生駒市訓令甲第 1 号

生駒市事務専決規程等の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和 7 年 3 月 3 1 日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市事務専決規程等の一部を改正する訓令

(生駒市事務専決規程の一部改正)

第 1 条 生駒市事務専決規程（平成 2 4 年 3 月生駒市訓令甲第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 5 号中「第 4 1 条の 3」を「第 4 1 条」に改め、同条第 6 号中「第 4 1 条の 4」を「第 4 1 条の 2」に改め、同条第 1 5 号中「、S D G s 推進課公民連携推進室長」及び「、地域包括ケア推進課地域共生サミット推進室長」を削り、「施設マネジメント課ファシリティマネジメント推進室長」の次に「、デジタルイノベーション推進課窓口 D X 推進室長」を加え、同条第 1 6 号中「、市民活動推進センター所長」を削り、「男女共同参画プラザ所長」を「ダイバーシティ推進プラザ所長、市民活動推進センター所長」に、「子育て支援総合センター所長」を「こども家庭センター所長」に改める。

第 5 条第 1 項第 1 1 号中「防災安全課長」を「危機管理課長」に改め、同項第 1 2 号中「S D G s 推進課長」を「S D G s ・公民連携推進課長」に改め、同条第 2 項の表中「3 0 万円」を「5 0 万円」に改める。

第 9 条の 3 第 1 項第 2 号中「防災安全課」を「危機管理課」に改め、同条第 2 項中「総務部長」を「経営企画部長」に改める。

第 1 2 条に次の 1 号を加える。

- (4) 危機管理対策に関し、各部局及び各行政機関との連絡調整に関すること（第 9 条の 3 第 1 項第 1 号に掲げる事項を除く。）。

第 13 条中第 3 号を削り、第 4 号を第 3 号とし、第 5 号を第 4 号とし、第 6 号を第 5 号とする。

第 17 条に次の 1 号を加える。

(3) 公共下水道及び都市下水路の占用の許可に関すること。

第 18 条の 2 を削る。

第 22 条を次のように改める。

(危機管理課長の専決事項)

第 22 条 危機管理課長が専決できる事項は、次のとおりとする。

(1) 危機管理対策の連絡調整に関すること。

(2) 防災行政用無線の維持管理に関すること。

第 26 条の見出し及び同条中「防災安全課長」を「防犯交通対策課長」に改め、同条第 1 号中「危機管理対策の連絡調整」を「市政に関する相談のうち軽易なもの処理」に改め、同条第 2 号中「防災行政用無線の維持管理」を「交通安全指導について関係機関への連絡」に改め、同条に次の 1 号を加える。

(3) 道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）による自動車の随時運行の許可に関すること。

第 26 条の 2 を削る。

第 29 条の 3 の見出し及び同条中「男女共同参画プラザ所長」を「ダイバーシティ推進プラザ所長」に改め、同条第 1 号中「男女共同参画プラザ」を「ダイバーシティ推進プラザ」に改める。

第 32 条の次に次の 1 条を加える。

(脱炭素まちづくり推進課長の専決事項)

第 32 条の 2 脱炭素まちづくり推進課長が専決できる事項は、次のとおりとする。

(1) 軽易な脱炭素先行地域に係る企画及び調整に関すること。

第 3 3 条の見出し及び同条中「S D G s 推進課長」を「S D G s ・ 公民連携推進課長」に改め、同条に次の 2 号を加える。

(2) 軽易な公民連携に係る企画及び調整に関すること。

(3) 軽易な奈良先端科学技術大学院大学との連携の企画及び調整に関すること。

第 3 3 条の 2 を削る。

第 3 3 条の 3 に次の 1 号を加え、同条を第 3 3 条の 2 とする。

(10) 専用水道、簡易専用水道及び小規模貯水槽水道の届出、報告及び指導に関すること。

第 3 3 条の 4 を第 3 3 条の 3 とする。

第 4 4 条の見出し及び同条中「福祉政策課長」を「地域共生社会推進課長」に改める。

第 4 5 条中第 3 号から第 5 号までを削り、第 6 号を第 3 号とし、第 7 号から第 9 号までを 3 号ずつ繰り上げる。

第 4 5 条の 3 を削る。

第 4 9 条の 2 中第 1 号を削り、第 2 号を第 1 号とし、同条に次の 2 号を加える。

(2) 軽易なこどもの居場所づくりに係る企画及び調整に関すること。

(3) 軽易なこどもの権利の普及啓発に係る企画及び調整に関すること。

第 4 9 条の 3 の見出し及び同条中「子育て支援総合センター所長」を「こども家庭センター所長」に改め、同条第 1 号中「子育て支援総合センター」を「こども家庭センター」に改め、同号を同条第 2 号とし、同号の前に次の 1 号を加える。

(1) 軽易な子育て支援に係る企画及び調整に関すること。

第 5 5 条の 2 の次に次の 2 条を加える。

(下水道課長の専決事項)

第 5 5 条の 3 下水道課長が専決できる事項は、次のとおりとする。

- (1) 下水道工事の調査、設計及び監督に関する事。
- (2) 現場監督員の選任に関する事。
- (3) 下水道施設の維持管理に関する事（次条第 1 号に係るものを除く。
）。
- (4) 私設下水道の出願許可に関する事。
- (5) 公共下水道及び都市下水路の占用の継続及び軽易な変更の許可並びに
廃止届の受理に関する事。

(竜田川浄化センター所長の専決事項)

第 5 5 条の 4 竜田川浄化センター所長が専決できる事項は、次のとおりとする。

- (1) 浄化センターその他処理施設の維持管理に関する事。

第 5 6 条の 3 中第 1 号を第 2 号とし、同号の前に次の 1 号を加える。

- (1) 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法
(昭和 5 0 年法律第 6 7 号) に係る許可に関する事。

第 6 0 条中「が専決事項」を「が専決」に改める。

第 6 2 条を第 6 3 条とし、第 6 1 条を第 6 2 条とし、第 6 0 条の次に次の 1
条を加える。

(デジタルイノベーション推進課窓口 D X 推進室長の専決事項)

第 6 1 条 デジタルイノベーション推進課窓口 D X 推進室長が専決できる事項
は、次のとおりとする。

- (1) 軽易な窓口 D X の企画及び調整に関する事。

(生駒市職員被服貸与規程の一部改正)

第 2 条 生駒市職員被服貸与規程（昭和 4 6 年 4 月生駒市訓令甲第 5 号）の一部

を次のように改正する。

第2条中第2号を削り、第3号と第2号とし、第4号を第3号とする。

別表第1中「防災安全課生活安全係」を「防犯交通対策課」に、「農林課農林係」を「農林課」に改め、「デジタルイノベーション推進課」の次に「窓口DX推進室」を加え、「防災安全課防災係」を「危機管理課」に改める。

別表第2中「防災安全課生活安全係」を「防犯交通対策課」に、「農林課農林係」を「農林課」に改め、「、上下水道部（下水道課及び竜田川浄化センターに限る。）」を削る。

（生駒市男女共同参画施策推進会議設置要綱の一部改正）

第3条 生駒市男女共同参画施策推進会議設置要綱（平成7年2月生駒市訓令甲第1号）の一部を次のように改正する。

第5条第3項中「男女共同参画プラザ所長」を「ダイバーシティ推進プラザ所長」に改める。

（生駒市排水設備指定工事店等資格審査委員会規程の一部改正）

第4条 生駒市排水設備指定工事店等資格審査委員会規程（昭和59年12月生駒市訓令甲第7号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「上下水道部長」を「建設部長」に改め、同条第3項中「上下水道部次長」を「建設部次長」に改める。

附 則

この訓令は、令和7年4月1日から施行する。